

益城町消防団 消防団員行動マニュアル

令和4年（2022年）4月

1 総則

1-1 本マニュアルの目的

日ごろは本業を有しながらも訓練などを通して消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時には救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事するとともに、防災思想の普及にあたることで災害の予防に努めることが消防団員の役割である。

消防団活動を行うにあたっては規律ある行動をとることが大切で、全ての団員が自らの安全確保を最優先としたうえで、共通認識を持って活動することが迅速かつ安全な行動につながる。

災害等発生時には、本マニュアルを参考にしながら安全確保に努めつつ行動を行うこと。なお、本マニュアルは益城町消防団としての行動に関する基本事項を示すものであり、各々の分団や班による集合場所や連絡体制などについては、各分団や班においてあらかじめ決定しておくこととし、また、本マニュアルの内容については、今後も各関係機関と連携しながら、適時適切な見直し作業を行っていくものとする。

1-2 活動時や参集時における安全管理

(1) 活動時における安全管理

消防団の業務は多岐にわたっており、団員としての活動の範囲も広範なものとなっている。消防団員として、火災や風水害、その他の事案に対して活動を行う際は、報告や連絡を密にして行動を行うとともに、活動中において危険を察知した場合は決して無理をせずに活動を停止するなど、安全確保を最優先すること。なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、速やかに上位階級者へ報告のうえ、その場から退避し療養に努めること。

(2) 参集時における安全管理等

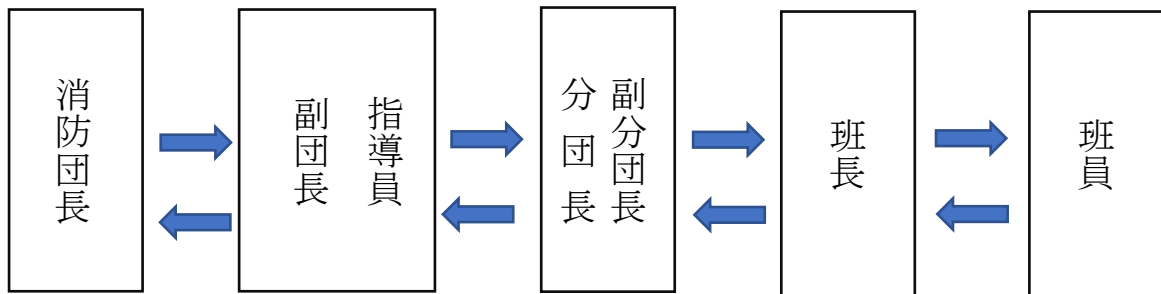
けがや体調不良などにより活動が行えないと判断される場合は、無理に参集せず消防団活動への参加を自重すること。また、勤務中に出勤の命令があった場合は勤務先へ報告し、許可を得た後に行動すること。

なお、参集時における移動については関係法令を遵守し、安全運転に努めて参集すること。

1-3 消防団活動における連絡系統

消防団活動における連絡系統は原則として、以下のとおりとする。

【連絡系統】（本頁以降に記載する連絡系統を指すものとする。）



【参考】 消防団業務（「消防力の整備指針」第38条第1項）

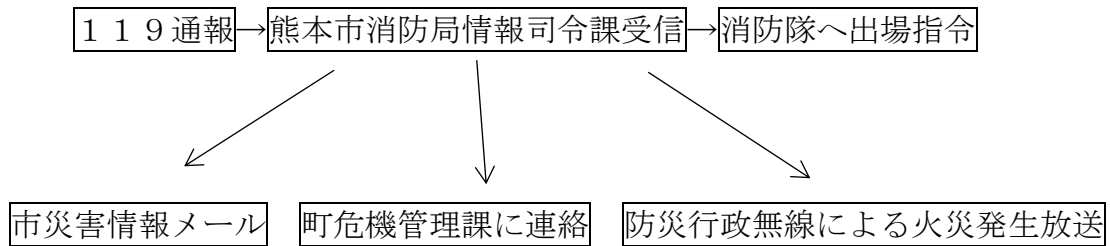
①火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）等
②火災の予防、警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒等
③救助に関する業務	水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の搜索等
④地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、災害発生時における連絡業務等
⑤武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務	武力攻撃事態等における避難住民の誘導等
⑥ 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、イベント等での警戒や各種イベント等への参加を通じた防火意識の啓発等
⑦ 消防団の庶務の処理等の業務	業務計画の策定、団員の募集等
⑧その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

※ 消防団活動（公務活動）に起因して負傷や疾病にかかった場合は公務災害となり、その診療費や療養費などは公務災害補償制度の対象となる。消防団活動時に負傷などをした場合などは、必ず所属の分団長まで報告すること。また報告を受けた分団長は消防担当者に連絡すること。

2 火災発生時における行動

2-1 初動体制

(1) 火災発生時の消防隊及び役場への伝達方法、消防団への出動要請



- ・熊本市災害情報メールの内容が「火災」の場合、町消防担当から消防団幹部へ状況を連絡する。管轄区域に該当する分団は、班員に連絡し詰所で待機すること。
- ・防災行政無線からサイレンが鳴った時が、消防団の出動要請の合図となる。該当班は交通事故に十分注意し、積載車回転灯及びサイレンを鳴らし現場へ緊急出動すること。
 なお、副分団長以上はどの校区で火災が発生しても、原則全員出動とする。
- ・該当しない分団でも火災発生地点が近隣の場合は、火災の状況により分団長を通じて応援要請を行う場合があるため、状況に応じ協力すること。
- ・服装、装備品着用を徹底すること（ヘルメット、活動服、法被、長靴）。

(2) 管轄区域について

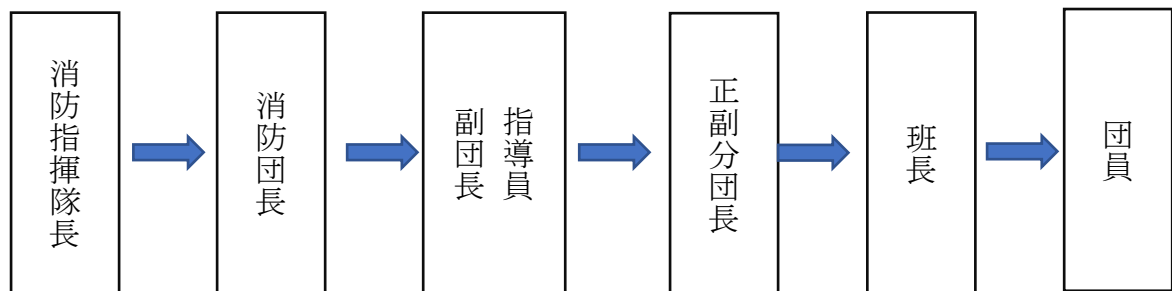
火災発生校区	火災発生時間帯における出動分団	
	AM7:00～PM7:00	PM7:00～AM7:00
飯野（1分団）	1・2分団	1分団
広安（2分団）	2・3分団	2分団
木山（3分団）	3分団及び 各分団積載車1台	3分団
福田（4分団）	4・1分団	4分団
津森（5分団）	5・4分団	5分団

2-2 現場活動

【原則】

火災発生時には益城西原消防署 消防指揮隊長の指揮命令下に入るため、次のような命令系統となる。

★火災発生時 指揮命令系統



(1) 消防隊より現場に先着した場合

- ・消防水利を確認し、消火活動にあたること。
- ・消防隊到着後、消防隊の指示を仰いで筒先員を交代し、消火活動の支援にあたること。

(2) 消防隊より後着した場合

- ・消防団幹部（幹部不在の場合は消防隊の指揮隊）に指示を仰ぎ、消火活動の支援にあたること。

【消火活動における支援内容】

- ①消火活動している消防隊の支援（ホースの出し入れ、伝達等）
- ②消防水利が不足する場合に備え、別水利の確保
- ③現場周辺における交通整理及び現場内の立ち入り規制
- ④その他、消防団幹部、消防隊指揮隊の指示する事項

(3) 消火活動後の活動

- ①火災現場の該当班は、消防署及び分団長の指示を仰ぎ交代で残火処理にあたること。詰所で待機することがあるので準備を行うこと。
- ②火災現場内で一定期間を経てから、消防署及び警察で現場検証を行う際、作業等が必要となるため、該当班は分団長の指示を仰ぎ作業にあたること。なお、他班に応援を団幹部から要請する場合もあるため、協力支援す

ること。

3 地震発生時における行動

地震発生時、まずは自己や家族など個々の安全確保または安否確認を行ったうえ、出火防止を行うこと。その上で、テレビやラジオ等により震源地や震度情報を確認し、安全を優先させ状況に応じた行動を行うこと。

なお、命令や指示がない場合においても、被害状況に応じて消火活動や自主防災組織と連携して避難誘導や救助・救出活動、警戒巡視等の活動を行い、状況や活動内容を連絡系統により消防団長へ報告すること。

3-1 活動体制

(1) 出動基準及び活動内容

発生した地震の震度に応じ、次のとおり活動を行うこと。なお、活動に際し危険を察知した場合は、上位階級者の命令を待たずに自己の判断により速やかに危険回避に努めること。

【震度5弱：第1号配備体制（警戒体制）】

団員は情報収集を行い、消防団長からの指示に備え待機する。

【震度5強：第2号配備体制（災害警戒体制）】

団員は情報収集を行うとともに被害発生状況を確認し、応急対策にあたる。被害発生の有無や、応急対策実施内容等を連絡系統により速やかに消防団長へ報告するとともに、消防団長からの指示に備える。

消防団長は災害警戒本部員として、収集した被害状況の報告等を災害警戒本部員会議において行うとともに、団員へ活動内容の指示を行う。

【震度6弱以上：第3号配備体制（災害対策本部）】

団員は付近の被害状況等の確認を行いながら参集し、住民の避難誘導や救助等を行う。被害状況等を速やかに消防団長へ報告するとともに、消防団長からの指示に備える。

消防団長は災害対策本部員として、収集した被害状況の報告等を災害警戒本部員会議において行うとともに、団員へ活動内容の指示を行う。

(2) 参集要領

震度5強以上の地震発生時における動員は、原則として自動的に行われるものとする。参集時は、余震の発生などに十分に注意しながら付近の被害状況な

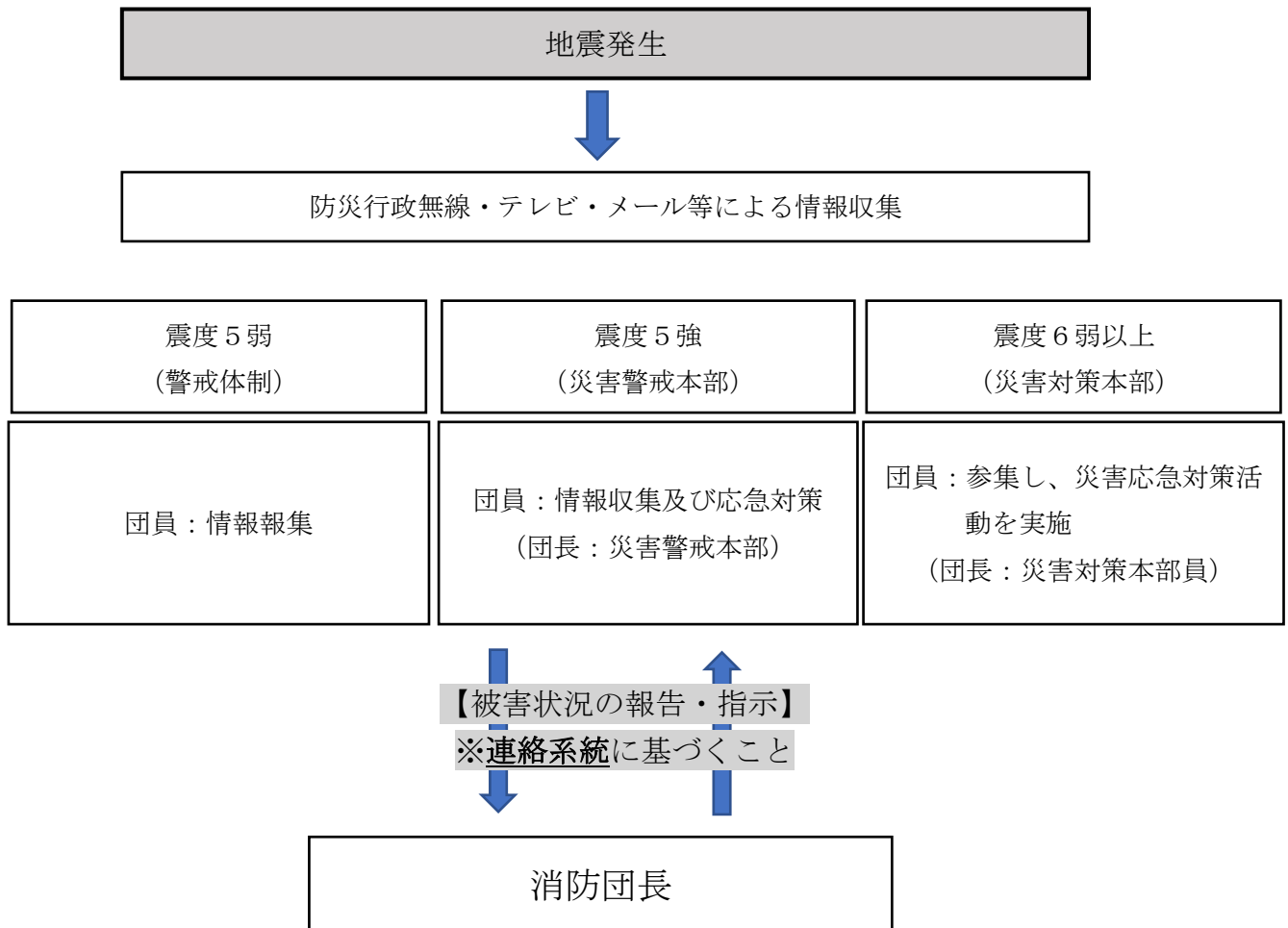
どの情報収集を行いながら、決められた参集場所へ集合し、命令に従って行動をすること。

なお、自己及び家族など個々の安全確保や、勤務中に地震が発生した場合においては、職場の同僚等の安否確認を優先させ、それぞれの安全確保のうえ、参集すること。

3-2 収束時における撤収等

活動終了後は、装備や資機材の点検を行い、余震の発生などに注意し、応援要請や次の活動に備えること。また出動について本マニュアル2頁「消防団活動における連絡系統」に沿って報告すること。

※地震発生時のフローチャート



4 風水害発生時における行動

風水害が発生しそうな天候や状況下においては、テレビやラジオ、インターネットなどにより気象予警報や河川の水位、各種水防関係情報を収集し、出動命令に備え状況に応じた配備体制を取ること。

なお、出動時において、町から避難指示等の避難情報が発令された場合には、水防工法実施等の水防活動だけでなく住民の避難誘導にあたり、活動状況や活動内容を連絡系統により消防団長へ報告すること。

4-1 活動体制

活動を行うにあたっては、上位階級者への報告や連絡を密にし、指示を受け行動すること。また、危険を察知した場合は直ちに水防活動を停止して退避をするなど、安全確保に努めること。

(1) 出動の流れ

水防のための消防団の出動は、次のとおりである。

- ・町（水防本部長）出動要請→消防団長から各分団への指示後、出動
- ・緊急の対応により、水防本部または消防団長の指示を待たず出動

※水防本部または消防団長の指示を待たず緊急の必要に応じて出動した場合には、直ちにその状況を「消防団における連絡系統」に沿って報告すること。

(2) 水防非常配備の時期および体制

水防配備の時期および体制は、次のとおりとする。

種類	種類	時期	配備体制
注意体制	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水注意報が発表されたとき ・氾濫注意水位に達し、今後も水位上昇が見込まれるとき (県津森 2.28m/赤井 3.63m) 	少人数の人員で主として情報収集及び連絡活動にあたり、事態の推移によって、直ちに招集の指示を出せる体制
警戒体制	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・避難判断水位に達したとき (県津森 3.14m/赤井 3.86m) 	
本部体制 災害警戒	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき ・氾濫危険水位に達したとき (県津森 3.35m/赤井 4.39m) 	所属人員の約 1/4 以上をもって、水防活動等の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制
	第2号		
本部体制 災害対策	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されたとき ・町内全域が暴風域に入り、被害が予想される時 ・自体が切迫し、危険性が大で、第2号配備体制では処理しかねると認められたとき 	所属人員半数以上をもって完全な水防体制とする。

(3) 出動基準

出動基準は、概ね次のとおりとする。

① 消防団出動準備

ア 大雨洪水注意報発表

イ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお増水の恐れがあり、かつ出動の必要が予想される時。

② 待機・参集（ウ・エは該当分団）

ア 大雨洪水暴風警報発表

イ 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお増水の恐れがあり、かつ出動の必要が予想される時。

ウ 福富（入道・本村地区）、安永（中井手地区）における水位が今後上昇することが予想される時。

エ 岩戸川の水位が、堤防天端からの高さからマイナス1.5mに達し、今後水

位の上昇が予想される時。

オ 水防本部から待機する旨の指令が発せられたときは、速やかにあらかじめ決められた参集場所に集合、または即時対応できるよう自宅等で待機体制をとり、消防団長の指示を待つものとする。

③ 出動

ア 河川の水位が避難判断水位に達し、なお増水の恐れがあるとき。

イ 水防本部から福富（入道・本村地区）、安永（中井手地区）における強制排水の要請があったとき。

ウ 岩戸川の水位が、堤防天端からの高さからマイナス1mに達し、今後の水位上昇が予想される時。

エ 気象状況により水防本部からの出動要請があったとき。

オ その他、緊急的な理由により出動の必要性が高まったとき。

4-2 活動要領

(1) 災害発生時までの待機及び活動（大雨洪水警報発表時）

- ① 河川の現況確認、周辺区域の安全確認
- ② 地元区長等と連絡、情報共有
- ③ 資機材の確認、積載車の点検

(2) 水位上昇での監視活動

- ① 管轄区域内の情報収集（水位上昇状況と今後の予測等）
- ② 現地確認、**連絡系統**により状況報告

【報告内容】水位、堤防、周辺雨量、集落内の小河川や、側溝などの状況

※分団長は集合団員の待機状況（場所、人数）も報告すること。

③ 消防団長は、各分団からの報告及び本部での情報収集を行い、水防活動への移行を検討、指示

(3) 避難判断水位を超えた場合の水防活動

- ① 避難情報が発令された場合は、消防担当から避難誘導活動、広報活動を要請する場合がある。その際には上位階級者の指示に従い、河川監視班と避難誘導班に分かれ、地元区長、町、消防署、警察署と連携し、避難所までの誘導路の安全確保（雨量の状況、照明状況、路面状況などの確認）をして誘導活動と併せて積載車で広報を行うこと。
- ② 河川監視班は、危険を回避する監視として活動を行う。
- ③ 土のう積活動が必要な場合には町職員などと協力して作業を行う。

(4) 福富（入道・本村地区）、安永（中井手地区）における水防活動

① 該当分団

- ・福富（入道地区） 第1分団・第4分団
- ・福富（本村地区） 第2分団・第3分団
- ・安永（中井手地区） 第2分団・第5分団

- ② 当該地区における強制排水は町担当課が実施するが、排水状況が間に合わない場合に、担当課から危機管理課へ、消防団の出動要請が行われる場合がある。消防担当から消防団長へ出動要請がなされ、消防団長から出動指示が出たら、該当分団は直ちに出勤すること。
- なお、該当分団のみで対応が難しい場合は、分団長は消防団長へ報告すること。

(5) 岩戸川における水防活動

① 該当分団

- ・砥川交差点 第1分団
- ・惣領橋南農免道路交差点 第2分団

- ② 岩戸川の越水またはその可能性が見込まれる場合は、町危機管理課まで連絡すること。危機管理課から建設課を介し、熊本県へ現場対応を依頼する。熊本県の現場担当者が到着するまでの間、河川の状況等を見ながら、周辺の警戒活動を行うこと。また県道益城菊陽線 砥川交差点～惣領橋南農免道路交差点において通行上の危険が見込まれる場合は、通行者（車）に通行の危険性に関する呼びかけを実施すること。

4-3 収束時における撤収等

河川水位が安定し今後水位の減少が見込まれ、気象情報等から水防の必要がなくなった時は、消防団長の指示により、撤収する。なお各現場の状況に応じ、出動の継続が必要でない場合は、消防団長に報告し、撤収すること。

撤収時は団員にけがや異状がないか確認し、異状が見つかった場合は速やかに連絡系統により報告すること。

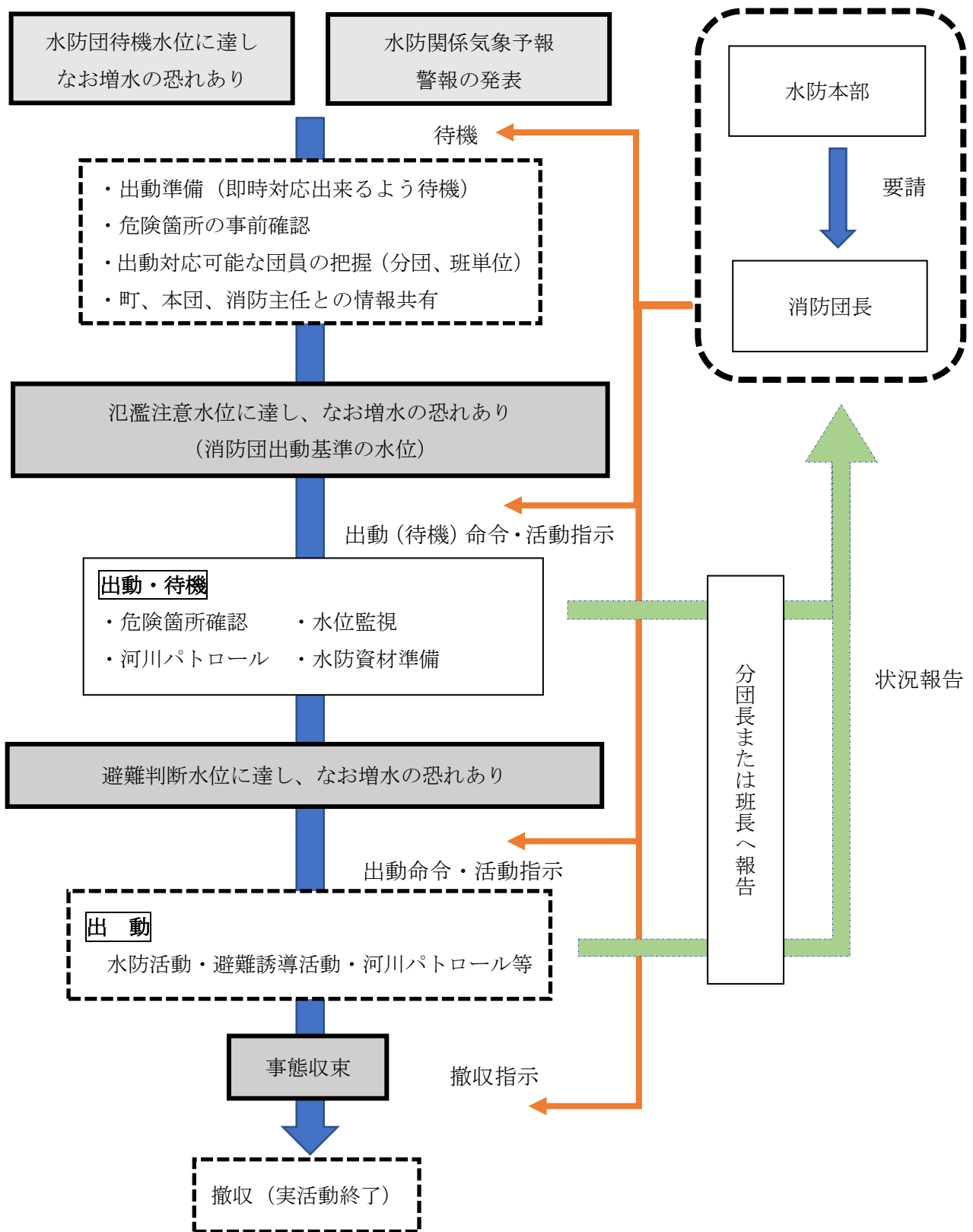
また、器具等を使用した場合は器具等の点検を行い、異状がある場合は速やかに連絡系統により報告すること。

4-4 待機解除判断

待機解除判断は、いずれかの場合によることとする。

- ①各種気象警報が解除された場合
- ②各種気象警報が解除されていないが、今後状況が安定すると見込まれる場合
- ③消防団長が、現場状況の安定を確認した場合

※水防活動時における連絡・活動フローチャート



※台風活動時における連絡・活動フローチャート

